

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 23 日（火） 第3513号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
 ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 2
 ○計量器の定期検査の実施（2件）（商工政策課取扱い） 2
 ○公有水面の埋立ての免許の出願（漁港漁場課取扱い） 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 6
 ○一般競争入札公告（管財課取扱い） 6

人 事 委 員 会 規 則

- 鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 9

公 安 委 員 会 規 則

- 原付講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 9

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字請阿室字城亦原184番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字請阿室字城亦原184番1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第433号

平成31年3月5日鹿児島県告示第162号（以下「告示第162号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年4月23日

鹿児島県知事 三反園訓

| 所在が不分明な者の氏名 | 通 知 の 要 旨 | |
|-------------|---------------------|------------------------|
| | 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 | 変更後の指定施業要件 |
| 永山正良 | 曾於市大隅町坂元字遠目塚397番10 | 告示第162号の変更後の指定施業要件のとおり |
| 持留峯生 | 曾於市大隅町恒吉字藤六2107番1 | |
| 柿木和子 | 曾於市大隅町中之内字タフ5700番1 | |
| 鮫島七郎 | 曾於市大隅町中之内字タフ5703番4 | |
| 花牟礼義文 | 曾於市大隅町中之内字タフ5703番13 | |

鹿児島県告示第434号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年4月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

| 期 日 | | 区 域 | 場 所 |
|------------|-------------|------|---------------|
| 月 日 | 時 間 | | |
| 平成31年5月28日 | 10：30～15：00 | 瀬戸内町 | せとうち海の駅 |
| 平成31年5月29日 | 10：00～15：00 | 瀬戸内町 | せとうち海の駅 |
| 平成31年5月30日 | 10：00～15：00 | 瀬戸内町 | せとうち海の駅 |
| 平成31年6月3日 | 10：30～12：00 | 宇検村 | 阿室いこいの家 |
| 平成31年6月3日 | 13：30～15：00 | 宇検村 | 名柄公民館 |
| 平成31年6月4日 | 10：30～11：30 | 宇検村 | 久志公民館 |
| 平成31年6月4日 | 13：00～15：30 | 宇検村 | 元気の出る館 |
| 平成31年6月6日 | 10：00～12：00 | 大和村 | 大和村在宅介護支援センター |
| 平成31年6月6日 | 13：30～15：00 | 大和村 | 大和村体育館 |
| 平成31年6月7日 | 10：00～15：00 | 大和村 | 大和村体育館 |
| 平成31年6月10日 | 10：00～11：30 | 龍郷町 | 円公民館 |
| 平成31年6月10日 | 13：00～15：00 | 龍郷町 | 赤尾木公民館 |
| 平成31年6月11日 | 10：00～15：00 | 龍郷町 | 浦生活館 |
| 平成31年6月12日 | 10：00～15：00 | 龍郷町 | 浦生活館 |
| 平成31年6月19日 | 9：30～11：30 | 喜界町 | 塩道公民館 |
| 平成31年6月19日 | 13：00～16：00 | 喜界町 | 喜界町体育館 |
| 平成31年6月20日 | 9：00～16：00 | 喜界町 | 喜界町体育館 |
| 平成31年6月24日 | 10：00～15：00 | 奄美市 | 節田生活館 |
| 平成31年6月25日 | 10：00～12：00 | 奄美市 | 笠利三区公民館 |
| 平成31年6月25日 | 13：30～15：00 | 奄美市 | 笠利中央公民館 |
| 平成31年6月26日 | 10：00～15：00 | 奄美市 | 笠利中央公民館 |
| 平成31年6月27日 | 10：00～12：00 | 奄美市 | 東城コミュニティセンター |
| 平成31年6月27日 | 13：30～15：00 | 奄美市 | 市集会場 |
| 平成31年6月28日 | 10：00～15：00 | 奄美市 | 住用中央公民館 |
| 平成31年7月1日 | 10：00～11：30 | 奄美市 | 根瀬部地区集会場 |

| | | | |
|----------------|-------------------|------|--------------|
| 平成31年 7 月 1 日 | 13 : 00 ~ 15 : 00 | 奄美市 | 知名瀬地区集会場 |
| 平成31年 7 月 2 日 | 10 : 00 ~ 12 : 00 | 奄美市 | 小宿地区集会場 |
| 平成31年 7 月 2 日 | 13 : 30 ~ 15 : 00 | 奄美市 | 朝仁集会場 |
| 平成31年 7 月 3 日 | 10 : 00 ~ 12 : 00 | 奄美市 | 名瀬勝地区集会場 |
| 平成31年 7 月 3 日 | 13 : 30 ~ 15 : 00 | 奄美市 | 西仲勝地区集会場 |
| 平成31年 7 月 4 日 | 10 : 00 ~ 11 : 30 | 奄美市 | 芦花部地区集会場 |
| 平成31年 7 月 4 日 | 13 : 00 ~ 15 : 00 | 奄美市 | 有屋町集会場 |
| 平成31年 7 月 8 日 | 10 : 00 ~ 12 : 00 | 奄美市 | 大島支庁計量検定センター |
| 平成31年 7 月 8 日 | 13 : 30 ~ 16 : 00 | 奄美市 | 奄美市地方卸売市場 |
| 平成31年 7 月 9 日 | 9 : 30 ~ 15 : 30 | 奄美市 | 奄美市自治会館 |
| 平成31年 7 月 10 日 | 9 : 30 ~ 15 : 30 | 奄美市 | 奄美市自治会館 |
| 平成31年 7 月 11 日 | 9 : 30 ~ 15 : 30 | 奄美市 | 奄美市自治会館 |
| 平成31年 7 月 12 日 | 9 : 30 ~ 15 : 30 | 奄美市 | 奄美市自治会館 |
| 平成31年 7 月 16 日 | 9 : 00 ~ 12 : 00 | 瀬戸内町 | 瀬相待合所 |
| 平成31年 7 月 16 日 | 14 : 00 ~ 15 : 00 | 瀬戸内町 | 生間待合所 |

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 平成31年5月28日から平成32年2月28日までとする。

鹿児島県告示第435号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により, 特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 定期検査の実施の期日, 区域及び場所

| 期 日 | | 区 域 | 場 所 |
|----------------|-------------------|---------|----------------|
| 月 日 | 時 間 | | |
| 平成31年 6 月 4 日 | 10 : 00 ~ 12 : 00 | いちき串木野市 | 生福交流センター |
| 平成31年 6 月 4 日 | 13 : 30 ~ 15 : 00 | いちき串木野市 | 羽島交流センター |
| 平成31年 6 月 5 日 | 10 : 00 ~ 15 : 00 | いちき串木野市 | いちきアクアホール |
| 平成31年 6 月 11 日 | 10 : 00 ~ 15 : 00 | いちき串木野市 | 市民文化センター |
| 平成31年 6 月 12 日 | 10 : 00 ~ 15 : 00 | いちき串木野市 | 市民文化センター |
| 平成31年 6 月 13 日 | 10 : 00 ~ 14 : 00 | いちき串木野市 | 市民文化センター |
| 平成31年 6 月 18 日 | 10 : 00 ~ 16 : 00 | 薩摩川内市 | セントピア |
| 平成31年 6 月 19 日 | 10 : 00 ~ 14 : 00 | 薩摩川内市 | 永利地区コミュニティセンター |
| 平成31年 6 月 20 日 | 10 : 30 ~ 13 : 00 | 薩摩川内市 | 水引地区コミュニティセンター |
| 平成31年 6 月 20 日 | 14 : 00 ~ 16 : 30 | 薩摩川内市 | 峰山地区コミュニティセンター |
| 平成31年 6 月 21 日 | 9 : 30 ~ 11 : 30 | 薩摩川内市 | 陽成地区コミュニティセンター |
| 平成31年 6 月 21 日 | 13 : 00 ~ 14 : 00 | 薩摩川内市 | 西方地区コミュニティセンター |
| 平成31年 6 月 25 日 | 10 : 00 ~ 16 : 30 | 薩摩川内市 | 川内文化ホール |
| 平成31年 6 月 26 日 | 9 : 00 ~ 15 : 00 | 薩摩川内市 | 川内文化ホール |

| | | | |
|----------------|-------------------|-------|------------------|
| 平成31年 6 月 27 日 | 10 : 00 ~ 16 : 30 | 薩摩川内市 | 薩摩川内市中央公民館 |
| 平成31年 6 月 28 日 | 9 : 00 ~ 14 : 00 | 薩摩川内市 | 薩摩川内市中央公民館 |
| 平成31年 7 月 1 日 | 15 : 00 ~ 16 : 30 | 薩摩川内市 | 長浜港待合所 |
| 平成31年 7 月 2 日 | 9 : 00 ~ 15 : 00 | 薩摩川内市 | 手打地区コミュニティセンター |
| 平成31年 7 月 2 日 | 15 : 30 ~ 16 : 30 | 薩摩川内市 | 子岳地区コミュニティセンター |
| 平成31年 7 月 3 日 | 9 : 30 ~ 11 : 00 | 薩摩川内市 | 青瀬地区コミュニティセンター |
| 平成31年 7 月 3 日 | 12 : 00 ~ 14 : 00 | 薩摩川内市 | 西山地区コミュニティセンター |
| 平成31年 7 月 3 日 | 15 : 00 ~ 16 : 00 | 薩摩川内市 | 内川内地区コミュニティセンター |
| 平成31年 7 月 4 日 | 9 : 00 ~ 12 : 00 | 薩摩川内市 | 鹿島公民館 |
| 平成31年 7 月 8 日 | 13 : 30 ~ 16 : 30 | 薩摩川内市 | 上甕総合センター |
| 平成31年 7 月 9 日 | 9 : 00 ~ 16 : 00 | 薩摩川内市 | 里定住センター |
| 平成31年 7 月 17 日 | 10 : 00 ~ 15 : 00 | 薩摩川内市 | 入来体育館 |
| 平成31年 7 月 18 日 | 10 : 00 ~ 15 : 00 | 薩摩川内市 | 樋脇総合体育館 |
| 平成31年 7 月 19 日 | 10 : 30 ~ 15 : 00 | 薩摩川内市 | 祁答院公民館 |
| 平成31年 7 月 22 日 | 10 : 30 ~ 16 : 00 | 薩摩川内市 | 東郷共同福祉施設 |
| 平成31年 7 月 23 日 | 9 : 30 ~ 14 : 00 | 薩摩川内市 | 東郷共同福祉施設 |
| 平成31年 7 月 24 日 | 11 : 00 ~ 16 : 00 | さつま町 | さつま町薩摩農村環境改善センター |
| 平成31年 7 月 25 日 | 9 : 30 ~ 11 : 30 | さつま町 | さつま町薩摩農村環境改善センター |
| 平成31年 7 月 25 日 | 13 : 00 ~ 16 : 00 | さつま町 | さつま町鶴田体育館 |
| 平成31年 7 月 26 日 | 9 : 30 ~ 12 : 00 | さつま町 | さつま町鶴田体育館 |
| 平成31年 8 月 6 日 | 10 : 30 ~ 16 : 30 | さつま町 | さつま町宮之城総合体育館 |
| 平成31年 8 月 7 日 | 9 : 00 ~ 16 : 30 | さつま町 | さつま町宮之城総合体育館 |
| 平成31年 8 月 8 日 | 9 : 00 ~ 12 : 00 | さつま町 | さつま町山崎地区公民館 |

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 平成31年6月4日から平成32年2月28日までとする。

鹿児島県告示第436号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により, 次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお, 公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は, 平成31年4月23日から同年5月14日までの間, 鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成31年4月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

2 埋立区域

(1) 位置

肝属郡肝付町南方字小白木1533番1から同字1533番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑱の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 内之浦二等水準点（北緯31度16分43秒，東経131度04分29秒）（以下「基点」という。）から110度54分19.4秒1,030.76メートルの地点

②の地点 ①の地点から260度18分17.5秒9.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から260度42分33.3秒1.29メートルの地点

④の地点 ③の地点から37度40分04.2秒27.86メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から308度43分56.8秒63.12メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から40度57分27.8秒2.80メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から37度58分11.4秒0.20メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から37度51分14.8秒6.03メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から116度25分20.2秒10.24メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から123度47分54.0秒10.04メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から92度00分16.8秒12.48メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から126度18分12.2秒10.01メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から96度43分29.8秒11.78メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から157度34分05.0秒11.42メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から188度22分30.5秒6.13メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から176度19分38.6秒10.25メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から217度50分35.1秒14.71メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から217度51分25.7秒10.00メートルの地点

(3) 面積

1,342.69平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

肝属郡肝付町南方字小白木1533番1から同字1533番2に至る間の地先公有水面及び同町南方字小白木海浜地地内の陸地

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から112度38分27.6秒931.12メートルの地点

Bの地点 Aの地点から40度13分23.9秒143.30メートルの地点

Cの地点 Bの地点から129度31分57.0秒80.20メートルの地点

Dの地点 Cの地点から242度58分03.4秒14.55メートルの地点

Eの地点 Dの地点から203度04分01.8秒24.13メートルの地点

Fの地点 Eの地点から185度44分10.9秒12.97メートルの地点

Gの地点 Fの地点から217度43分09.8秒94.78メートルの地点

(3) 面積

12,456.88平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成31年4月3日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市串良町有里字下馬ツナキ場7980番1, 7980番2, 7983番1, 7983番2及び7984番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿屋市上祓川町7273番地2
有限会社タムラ
代表取締役 田村悠太

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
配備済業務用パソコンのOS 2,424台
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成31年4月23日から同年5月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成31年6月7日午前11時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年6月7日午後2時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

OS procurement for deployed business computers:2,424computers

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:30 a.m. 7 June 2019

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

人事委員会規則

鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 1 号

鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成28年鹿児島県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「総務部県民生活局長，危機管理局長」を「総務部文化スポーツ局長，総務部男女共同参画局長，危機管理防災局長」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会規則

原付講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

原付講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則

（原付講習の実施に関する規則の一部改正）

第 1 条 原付講習の実施に関する規則（平成 4 年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

（大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部改正）

第 2 条 大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）

第 3 条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年鹿児島県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 19 号様式中「

| | | | |
|----|----|----|----|
| 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

」を「

| | |
|--|----|
| | 元号 |
| | |

」

に，「

| | |
|--|----|
| | 平成 |
| | 4 |

」を「

| | |
|--|----|
| | 元号 |
| | |

」に改める。

（自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部改正）

第 4 条 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 4 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|------------------------------|------------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C R フィーバーマクロスフロンティア 3 b R | 株式会社ビスティ | 8P0146 |
| ぱちんこ遊技機 | P ジューシーハニー 2 R E Y 2 | 株式会社サンセイアールアンドディ | 8P0581 |
| ぱちんこ遊技機 | P 白魔女学園 V 2 B | 株式会社高尾 | 9P0184 |
| ぱちんこ遊技機 | P リング バースデイ 呪いの始まり F R X 設定付 | 株式会社藤商事 | 9P0164 |
| 回胴式遊技機 | S パチスロ鉄拳 4 C C | 山佐株式会社 | 9S0147 |